

令和7年度福島県保育所等安全対策推進研修業務企画提案公募要領

1 目的

保育所、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を含む）（以下「保育所等」という。）における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、事故防止、事故発生時の対応等に必要な知識、技術の修得、資質の向上を目指して施設関係者に向けた研修を実施し、安全対策を推進する。

2 業務内容

保育所等安全対策推進研修の実施

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 予算上限額

3, 475, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体とする。

- （1）本事業の趣旨や目的に沿った事業実施ができ、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための経営基盤を有していること。
- （2）定款、規約等を持ち、株主総会や理事会等で団体の意思決定ができ、財産管理の方法が明確であること。
- （3）宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。
- （4）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下にある団体等でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （6）共同体（当該業務を共同連帯して行うことを目的に2以上の者が構成員となって結成した共同体。以下同じ。）である場合、次のアからオまでに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

ア 構成員が上記（1）から（5）までに掲げる要件をすべて満たしている者であること。

イ 共同体協定書等により共同体の協定書を締結している者であること。

ウ 構成員の分担業務が、業務の内容により共同体協定書において明らかな者であること。

エ 一つの分担業務を複数の構成員が共同して実施することのないことが、共同体協

定書において明らかな者であること。

オ 構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかな者であること。

6 スケジュール

公募開始	決裁日
質問受付期限	令和7年4月14日(月)
参加申込期限	令和7年4月16日(水)
企画提案書提出期限	令和7年4月21日(月)
プレゼンテーションの実施	令和7年4月25日(金)
審査結果の通知	令和7年4月30日(水)
契約締結	令和7年5月中旬以降

7 手続き等

(1) 質問の受付

ア 提出期限

令和7年4月14日(月) 17時必着

イ 提出方法

質問書(様式3)により、電子メールにて送付すること。

また、メールの件名には「【質問】福島県保育所等安全対策推進研修業務公募」と記載すること。

【電子メール：kosodate@pref.fukushima.lg.jp】

ウ その他

(ア) 受付期間経過後の質問、指定した方法以外での質問は受け付けない。

(イ) 質問に対する回答は、県HPへの掲載をもって回答とする。

(2) 参加申込の受付

ア 提出書類

参加申込書(様式1)

定款、規約等の写し

令和7年度(又は令和6年度)の事業計画書及び収支予算書、令和6年度(又は令和5年度)の収支決算書

イ 提出期限

令和7年4月16日(水) 17時必着

ウ 提出先

福島県こども未来局子育て支援課

住所 〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号(福島県庁西庁舎6階)

電話 024-521-7174

エ 提出方法

持参(平日の9時から17時まで)又は郵送(書留郵便)による。

オ その他

(7) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式 2)を提出すること。

(4) 参加資格者審査結果については、参加申込書受理後に随時通知する。

(3) 企画提案書の受付

ア 提出書類

(7) 企画提案書(様式 4)

規格は A4 版とし、片面印刷で提出すること。

- a 法人の概要
- b 企業の実績
- c 担当者の技術力
- d 提案内容

(4) 法人の概要がわかるパンフレット等

イ 提出期限

令和 7 年 4 月 2 1 日(月) 1 7 時必着

ウ 提出部数

正本 1 部、副本 4 部

エ 提出先及び提出方法

7 (2) ウ及びエと同じ

8 審査に関する事項

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、県が設置する審査委員会において審査を行う。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日及び場所

令和 7 年 4 月 2 5 日(金) 県庁 6 階

※時間及び実施方法の詳細は、参加申込者に別途通知する。

イ その他

提案者多数の場合は、書類審査による第一次選考を実施する場合がある。

時間は 1 社 3 0 分(プレゼンテーション 1 5 分、質疑 1 5 分)の予定であるが、提案者数に応じて変更する場合がある。

なお、出席人数は 1 社 3 名以内とする。

(3) 審査基準

各社によるプレゼンテーションを受け、以下の審査基準により採点を行い、最も優れた 1 社を選定する。

ア 実施体制

- ・研修目的を認識し、事業の基本的な知識を有しているか。
- ・類似業務に関する実績をどの程度有しているか。
- ・企画内容を実施するために必要な職員が確保され、連絡体制等を含め、業務全体の円滑な実施体制が確立されているか。
- ・委託業務完了まで無理のない実施工程となっているか。

イ 提案内容

- ・業務の目的・趣旨を正しく反映した提案内容になっているか。

- ・研修スケジュールが効率的・効果的な設定となっているか。
- ・開催時期、実施方法、開催回数、開催場所、開催場所近郊における十分な駐車場の確保等について、受講者が参加しやすいよう配慮されているか。
- ・より多くの受講者への周知及び参加を促すための工夫がなされているか。
- ・講師選定方法は妥当か。
- ・使用するテキスト、資料等が国通知の解説にとどまらず、知識の習得を図るための工夫がなされているか。
- ・個人情報保護の取組等、業務の適切な管理運営が行えるか。
- ・災害や感染症拡大等の影響がある場合において、柔軟に対応可能か。

ウ 事業費積算

- ・積算内容及び積算額は仕様書に基づき適切な内容となっているか。

(4) 審査結果

審査結果については、参加申込者全てに通知する。

なお、審査の内容は公表しないこととする。

9 委託契約

県は前条の審査により選定された事業者と委託契約を締結する。

仕様書の内容は、企画提案された内容を基本とし、最終的には選定事業者と協議して決定する。

10 その他

(1) 費用負担

提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案書の取扱い

提出された書類は原則返却しない。

採択された企画書の著作権等は県に帰属する。

提案された企画提案に関して、著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(3) 次の場合は失格とする。

ア 応募資格を満たさなくなった場合又は応募資格を満たさないことが判明した場合

イ 応募書類や企画提案の内容に虚偽のあることが判明した場合

ウ プレゼンテーションに参加しない場合